

刷物ヲ一般會員ニ配付セリ

被檢束者氏名

氏名 職 場 檢束署

篠田八十八(元常任委員長新居) 旋橋署

田中正雄(浜松所文部長) 日黒署

阿曾徳助(副文部長) 即日釈放

久保潤二(新谷支部理事) 象馮署

長塚義豊() 即日釈放

菊沢三次郎(元大塚支部長) 日比谷署

川田ハル(浜松所理事) 愛宕署 即日釈放

右及申(通)報候也

別記(一)

嘆願書に對する回答 自動車課

運轉手八等制と考止し初任を五等制とせられたし

回答

昭和四年四月以降運轉手初任者ハ七等級ニテ採用スルニ

尚且三伴ト現在大等級以下ノ運轉手ハ順次一等級宛進級セシムルニ

二車掌ト性理休暇(月経時三日)を支給せられたし

回答

考査スルキモ今遽ニ実施シ難シ

三業務上事故に依り罰金は電氣局に於て金額を負擔せらるべし

回答

業務上ニ起因スル罰金ハ過失ノ程度ニ依り若済組合ニ於テ現ニ規程ニ基キ支出

シツ、アルノミナラズ國家カ刑罰トシテ個人ニ科シタルモノヲ公共團體ニ於テ

負担スルハ要領ト認メ難シ

四張廣佛殿券使用禁止期日を廢止せらるべし

回答

事業ノ干渉上承認スルコトヲ得ズ但シ病氣其ノ他已ムヲ得サルモノニ對シテハ